

**経済産業省関係**

**令和2年度第2次補正予算案**  
**(概要)**

**令和2年5月**

**経済産業省**

# 令和2年度第2次補正予算案のポイント

【予算額：15兆168億円】

※うち、4兆8,067億円は財務省計上、55億円は農林水産省計上。

## 1. 資金繰り対策 【10兆9,405億円】

- ①日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）  
【5兆5,683億円】
  - 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を継続し、さらに貸付上限額と利下げ限度額の引き上げを実施。
- ②民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）  
【3兆2,375億円】
  - 都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子融資を継続し、さらに融資上限額の引き上げを実施。
- ③資本性資金供給・資本増強支援（中小・小規模事業者向け） 【1兆2,442億円】
  - 長期一括償還の資本性劣後ローンを供給するとともに、中小機構出資の官民連携のファンドによる出資や債権買取等を実施。
- ④危機対応融資及び資本性劣後ローン（中堅・大企業向け） 【8,905億円】
  - 長期・低利の融資を実施するとともに、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを供給。

## 2. 持続化給付金 【1兆9,400億円】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給。足下の状況等を踏まえ積み増し。

## 3. 家賃支援給付金 【2兆242億円】

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。

## 4. 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援 【1,000億円】

- 業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

## 5. 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業 【94億円】

- 各市町村へ専門家を派遣し、中小・小規模事業者からの相談に対応する体制を整備。また、商工会・商工会議所の相談受付体制を強化。

## 6. 感染症対策関連物資生産設備補助事業 【22億円】

- 抗原検査機器やN95マスク等のニーズが高い物資について、生産設備の整備・増強に係る費用を補助し、国内における供給の拡大を図る。

## 1. 資金繰り対策【10兆9,405億円】

### ①日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充 (中小・小規模事業者向け)【5兆5,683億円】

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を継続し、さらに貸付上限額と利下げ限度額の引き上げを実施。

- 日本政策金融公庫・商工中金等の低利融資と特別利子補給制度による、実質無利子・無担保・据置最大5年の融資について、融資枠を確保。

#### (i) 日本公庫・商工中金等による特別貸付

- 対象事業者：売上高▲5%以上減少等
- 当初3年間基準金利▲0.9%（中小・危機1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）
- 貸付限度額：中小・危機6億円（拡充前3億円）、国民8千万円（拡充前6千万円）
- 利下上限額：中小・危機2億円（拡充前1億円）、国民4千万円（拡充前3千万円）

#### (ii) 特別利子補給制度

一定の要件の下、当初3年間利子補給により実質無利子化。

### ②民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充 (中小・小規模事業者向け)【3兆2,375億円】

都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子融資を継続し、さらに融資上限額の引き上げを実施。

- セーフティネット保証、危機関連保証について要件を満たせば保証料ゼロ。
- 民間金融機関による実質無利子・据置最大5年の融資等について、融資枠を確保。

#### (i) 信用保証料の減免

- セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証について、一定の要件の下、保証料をゼロ又は1/2に減免(上限4,000万円(拡充前3,000万円))。

#### (ii) 都道府県による制度融資を通じた利子補給

- 都道府県に対する補助(定額)を実施し、一定の要件の下、制度融資を通じた利子補給により当初3年間実質無利子化(上限4,000万円(拡充前3,000万円))。

### ③資本性資金供給・資本増強支援（中小・小規模事業者向け）

【1兆2,442億円】

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）が、金融機関が資本とみなすことができる長期一括償還の資本性劣後ローンを供給。  
また、官民連携のファンドを通じて出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広く支援。

#### (i) 資本性劣後ローン

- 金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の成長・再生やスタートアップ企業の資金繰りを支援。

#### 主な貸付条件（日本公庫中小、商工中金の例）

- 貸付限度：最大7.2億円（別枠）
- 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）
- 貸付金利：当初3年間一律0.5%、  
4年目以降直近決算の業績が赤字0.5%、黒字2.6%又は2.95%

#### (ii) 官民ファンドによる支援

- 地域の核となる事業者の廃業・倒産を防ぐため、中小機構等による出資等を通じ、事業再生とその後の企業価値の向上を支援。「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげる。
- 中小機構を通じて債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施。「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進。

### ④危機対応融資及び資本性劣後ローン（中堅・大企業向け）

【8,905億円】

日本政策金融公庫の貸付により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が長期・低利の融資を実施。  
また、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを供給。

#### (i) 危機対応融資

- 対象者：最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同期比で5%以上減の者等
- 適用金利：通常金利（中堅企業は当初3年間▲0.5%の利下げ）
- 貸出期間：設備資金20年、運転資金15年
- 貸出限度：上限なし

#### (ii) 資本性劣後ローン

将来成長の可能性が十分にある、地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促す（中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利下げ）。

以上の他、①海外日系子会社向け融資に対する日本貿易保険による保険引受枠を設定、②産業革新投資機構において出資等を実施。

## 2. 持続化給付金【1兆9,400億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給。足下の状況等を踏まえ積み増し。

### ①給付対象

- 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者。

### ②給付額

- 法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

(前年の総売上(事業収入)) — (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

## 3. 家賃支援給付金【2兆242億円】

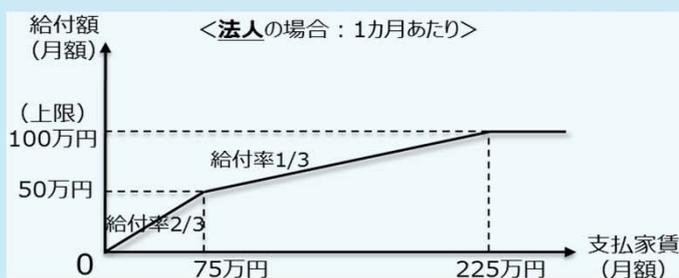
新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。

### ①給付対象

- テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。
  - いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少。
  - 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少。

### ②給付額・給付率

- 給付額は申請時の直近の支払家賃（月額）に係る給付額（月額）の6倍（6カ月分）。
- 給付率は2/3、給付上限額（月額）は法人50万円、個人事業者25万円とし、6か月分を給付する。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設ける。  
※支払家賃（月額）のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額（月額）を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる。



## 4. 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援【1,000億円】

業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

- 特別枠（類型B又はC）の補助率を引き上げるとともに、感染防止対策の取組に対して、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠（事業再開枠）を上乗せする。

### ①事業再開枠（新設）の対象

消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備、その他衛生管理、掲示・アナウンス

### ②特別枠の申請要件（※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致）

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

類型C：テレワーク環境の整備

各補助事業の拡充内容（補助上限・補助率）

	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B又はC）
持続化補助金 （販路開拓等）	50万円・ 2/3	100万円・ 2/3	100万円・ 2/3 → <b>3/4</b>
<b>【事業再開枠（新設）】 50万円・定額(10/10) ※</b>			
ものづくり補助金 （設備導入）	1,000万円・1/2 （小規模 2/3）	1,000万円・ 2/3	1,000万円・ 2/3 → <b>3/4</b>
<b>【事業再開枠（新設）】 50万円・定額(10/10)</b>			
IT導入補助金 （IT導入）	450万円・1/2	450万円・ 2/3	450万円・ 2/3 → <b>3/4</b>

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ。

## 5. 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業【94億円】

- 全国のよろず支援拠点から、各市町村に専門家を派遣し、中小・小規模事業者からの経営相談や支援策等に係る相談への対応体制等を整備。
- 全国商工会連合会及び日本商工会議所が、経営相談や各種申請等の対応を行うため、相談員を配置するなどの支援体制を強化する取組を補助。

## 6. 感染症対策関連物資生産設備補助事業【22億円】

- 抗原検査機器やN95 マスク等のニーズが高い物資について、生産設備の整備・増強に係る費用を補助し、国内における供給の拡大を図る。

### 補助率

抗原検査機器：9/10

N95マスク等：3/4（中小企業）、2/3（大企業）